

資料編1 (裏面) ※印のものは、添付または提示書類です。

◆総合譲渡 ※収入・経費のわかる書類

ゴルフ会員権、書画、骨董、貴金属等の資産譲渡から生ずる所得です。保有期間5年以内を「短期」、5年超を「長期」として計算します。

◆一時所得 ※収入・経費のわかる書類

生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、懸賞当選金、競馬・競輪等の払戻金、遺失物拾得報労金等による所得です。

⇒それぞれの収入金額・必要経費・差引金額・特別控除額・所得金額を記入してください。また、「コ」の金額をコ欄(表面)に、「サ」の金額をサ欄(表面)に、「シ」の金額をシ欄(表面)に、合計の金額を11欄(表面)に転記してください。

なお、特別控除額は差引金額と50万円のいずれか少ない方の金額となります。

◆公的年金等以外の雑所得 ※収入・経費のわかる書類

シルバー人材センターの配分金、職業としている講演料、印税、放送出演料、生命保険年金、他の所得に当てはまらない所得です。

⇒種目・所得の生ずる場所・収入金額・必要経費・差引金額を記入し、収入金額の合計額をクまたはケ欄(表面)に転記し、差引金額を8または9欄(表面)に転記してください。

【注意】シルバー人材センターの配分金・生命保険年金は、雑その他(ケおよび9(表面))に転記してください。

●事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする親族(15歳以上)で、あなたが経営する事業に原則として6ヶ月を超える期間従事した方がいる場合は、あなたの事業等から生じる所得から控除されます。

⇒該当者がいる場合、氏名・専従者給与等を記入してください。

◆株式等の譲渡等・先物取引に係る所得※年間取引報告書等

上場株式や一般株式を売った場合に生じる所得や先物取引による事業所得・譲渡所得・雑所得です。

⇒所得の種類・種目・必要経費を記入してください。株式等譲渡所得割額控除額がある方はそれについても記入してください。収入金額をソ欄、テ欄、ナ欄の該当箇所、所得金額を④欄、⑤欄、⑦欄の該当箇所に記入してください。

※上場株式等の譲渡所得等について、所得税(確定申告)と異なる課税方式の選択は令和6年度より選択できなくなりました。

★事業所得・不動産所得の説明

◆事業所得

事業所得は営業等所得と農業所得にわかれます。

○営業等所得とは小売業、卸売業、修理業、製造業、飲食業、サービス業等、自由職業(医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工等)や漁業等の事業から生ずる所得です。

○農業所得は農産物の生産、果樹等の栽培、養蚕、家畜の飼育や酪農品の生産等から生ずる所得です。

なお、家内労働者、外交員、集金人の方又は特定の人に対して継続的に人の役務を提供している方は実際の経費が65万円に満たない場合でも65万円まで経費とすることができます(ほかに給与収入、その他雑収入、事業収入がある方は65万円-(給与所得控除+その他雑収入・事業収入の必要経費)の金額までが上限となります)。

◆不動産所得

地代、家賃、土地家屋の貸付権利金等による所得です。

申告書(裏面)記入例

| | | | | |
|---|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------|
| ① 公的年金等に関する事項(遺族年金・障害年金は除く) | | ② 給与所得に関する事項 | | |
| 支 払 者 | 収 入 金 額 | 支 払 者 | 電 話 番 号 | |
| 日本年金機構 | 1,805,250 円 | 株町田町 | 042-722-3111 | |
| | 円 | 株マチダマ | 042-722-3111 | |
| | 円 | | 880,000 円 | |
| | 円 | | 円 | |
| | 円 | | 円 | |
| ③ 総合譲渡・一時所得に関する事項(総合長期譲渡所得と一時所得はサ・シを1/2した金額が課税対象になります。) | | | | |
| A 収 入 金 額 | B 必 要 経 費 | C 差 引 金 額(A-B) | D 特 別 控 除 C-D表面コ・サ・シ欄へ | |
| 総合 | 円 | 円 | コ | |
| 短 期 | 円 | 円 | サ | |
| 長 期 | 円 | 円 | シ | |
| - 一 時 | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 コ+(サ+シ)X1/2 表面11欄へ | | | | |
| ④ 公的年金等以外の雑所得に関する事項 | | | | |
| 種 目 | 所 得 の 生 ず る 場 所 | 収 入 金 額(A) | 必 要 経 費(B) | 差 引 金 額(A-B) |
| 個人年金 | 〇〇保険株式会社 | 700,000 円 | 600,000 円 | 100,000 円 |
| 原稿料 | △△株式会社 | 500,000 円 | 400,000 円 | 100,000 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| ⑤ 雜損控除に関する事項 | | | | |
| 損 壊 の 原 因 | 損 壊 年 月 日 | | | |
| 損 壊 を 受 け た 資 産 の 種 類 | 損 壊 金 額(A) | | | |
| 保 険 金 等 で 被 て い る 金 額(B) | 差 引 損 失 額(A-B) | | | |
| 円 | 円 | | | |
| ⑥ 事業専従者に関する事項 | | | | |
| 氏 名 | 続柄 | 生 年 月 日 | 従 事 月 数 | 専 徒 者 給 与(控除)額 |
| 個人番号 | | | | 円 |
| 住 所 | | | | 種 別 青 色・白 色 |
| ⑦ 別居の扶養親族等に関する事項 | | | | |
| 氏 名 | 続柄 | 生 年 月 日 | 住 所 | |
| 町田 町 太 子 | | S53.7.1 | 東京都千代田区隼町4-2 | |
| ⑧ 配当所得等に関する事項 | | | | |
| 所 得 の 生 ず る 場 所 | 支 払 確 定 年 月 | 収 入 金 額 | 必 要 経 費・配 当 所 得 に 係 る 負 債 の 利 子 | |
| □□株式会社 | R7年1月 | 100,000 円 | 0 円 | 円 |
| 年 月 | | 円 | | |
| ⑨ 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項 | | | | |
| 所 得 の 種 類 | 種 目 | 必 要 経 費 | | |
| 事 業・譲 渡・雑 | | 円 | | |
| 事 業・譲 渡・雑 | | 円 | | |
| 株式等譲渡所得割額控除額 | | 円 | 特 例 用 通 条 文 | |
| ⑩ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項 | | | | |
| 区 分 | 所 得 の 生 ず る 場 所 | 必 要 経 費 | 差 引 金 額 (収 入 金 額-必 要 経 費) | 特 別 控 除 額 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| 特 例 用 通 条 文 | | | | |
| ⑪ 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項 | | | | |
| 給 与 収 入 金 額 | 特 定 支 出 の 金 額 の 合 計 額 | 所 得 金 額 (た だ 赤 字 の 場 合 は 0) | | |
| 円 | 円 | 円 | | |
| ⑫ 山林所得・退職所得に関する事項 | | | | |
| 山 林 | A 収 入 金 額 | B 必 要 経 費 | C 特 別 控 除 額 | D 青 色 申 告 特 別 控 除 額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 退 職 | A 収 入 金 額 | 勤 続 年 数 | 普 通 の 別 | B 退 職 所 得 控 除 額 |
| | 円 | 年 | 障 害 | 円 |
| | 円 | 年 | 障 害 | 円 |
| | 年 月 間 | | | 円 |
| | 年 月 日 | | | 円 |
| | 年 月 日 | | | 円 |
| ⑬ 家屋敷・事業所に関する記入欄 | | | | |
| 町田市内にある事務所等の内 容 | 令和7年中の所得金額の合計(分離譲渡所得の扶養親族の合計数) | 同一生計配偶者とあなたが該当する箇所に○をつけてください | 確定申告の事務所・事業所 | 事務所・事業所 |
| 区 分 | 所 有 区 分 | 扶養親族の合計数 | 申 告 区 分 | 事 業 所 |
| □事務所・事業所 | □自己所有 | □借入事務所等 | □(16歳未満含む) | 電 話 番 号 |
| □家屋敷 | □借家用 | | 名 | 年 月 日 |
| 障害者・未成年 | □青 色 | | | 年 月 日 |
| 寡婦・ひとり親 | □白 色 | | | |
| 家屋敷等の所在地を表面「令和8年1月1日現在の住所」に記入してください | | | | |

●家屋敷・事業所に関する事項

⇒町田市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人の方で、町田市内に住民登録をしていない方は記入してください。

●別居の扶養親族等に関する事項 ※親族関係及び送金確認書類

⇒扶養親族と別居されている方は、扶養親族の氏名・続柄・生年月日・住所(住民登録地)を記入してください。

※令和6年度より、30歳以上70歳未満の国外居住親族は「留学により非居住になった者」「障害者」「納税義務者から生活費や教育費に充てる支払いを38万円以上受けている者」が控除対象となり、必要書類の提出・提示が必要になります。

◆配当所得 ※支払調書又は年間取引報告書等

株主や出資者が法人から受ける剩余金の配当等や投資信託や特定受益証券発行信託の収益の分配等の所得です。

⇒所得の生ずる場所・支払確定年月・収入金額・必要経費(株式を取得するのに要した借入金の利子)・差引金額を記入してください。総合課税の場合は、収入金額をオ欄(表面)、所得金額を5欄(表面)に記入してください。分離課税の場合は、収入金額をト欄(裏面)、所得金額を⑩欄(裏面)に記入してください。配当割額控除額がある方は⑧配当割額控除額欄(表面)にも記入してください。

※上場株式等の配当所得等について、所得税(確定申告)と異なる課税方式の選択は令和6年度より選択できなくなりました。

●分離課税の譲渡

土地や建物を売った場合に生じる所得です。確定申告が必要な場合がほとんどのため、まずは税務署にご確認ください。

●市民税・都民税の計算のおおまかな流れ

【税率】

| 市民税 | 都民税 | 国税(森林環境税) | 計 |
|-----|--------|-----------|--------|
| 所得割 | 6% | 4% | - |
| 均等割 | 3,000円 | 1,000円 | 1,000円 |
| | | | 5,000円 |

*均等割は一定以上の所得のある方に課税されます。

※住民税が課税されない方(障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の方は、条件が異なります。)
前年中の合計所得額が町田市の条例で定める額以下の方
1. 同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合: 45万円
2. 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合:
35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+31万円により計算した額

【税額の計算方法】

$$\text{年税額} = \text{均等割額} + \text{所得割額(下記計算方法による)}$$

$$\text{令和7年金額中の所得控除額} \rightarrow \text{課税所得額} \times \text{税率} = \text{年税額}$$

$$\text{年税額} = \text{均等割額} + \text{所得割額} + \text{課税所得額} \times \text{税率} - \text{調整控除} - \text{他の税額控除} = \text{所得割額}$$

* 1 調整控除

市民税・都民税と所得割では人の控除額に差があるため、その差額に起因する税負担増を調整する目的で所得割額から一定の金額を控除します。人の控除とは、障害者控除・寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除、基礎控除のことです。

なお、合計所得額が2,500万円を超える場合は、適用されません。

○市民税・都民税の課税所得額が200万円以下の方
以下の①と②のいずれか小さい額の5%を控除

①人の控除額の差の合計額 ②市民税・都民税の課税所得額
○市民税・都民税の課税所得額が200万円超の方
【人の控除額の差の合計額-(市民税・都民税の課税所得額-200万円)]×5%を控除
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

* 2 税額控除

* 1の調整控除のほか、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等があります。